平成２３年（フ）第４１２号
愛知県一宮市大江３丁目６番13号
債務者　北川　和枝
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４９６号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根字六反畑５番地
債務者　伊藤　紀子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５０２号
愛知県稲沢市下津町西下町62番地　フレグランス下津101
債務者　モリ　ヒロモト　ルイス　フェルナンドこと　ＭＯＲＩ　ＨＩＲＯＭＯＴＯ　ＬＵＩＳ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５０３号
愛知県江南市宮後町清水128番地　県営宮後住宅９棟102号
債務者　林　　克幸
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５９２号
福井県敦賀市古田刈67―704　セジュールＫⅡ201号室、住民票上の住所京都市左京区岩倉中町59番地
債務者　伊佐　仁志
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
京都府京田辺市田辺稲葉60－２　グランドゥールＳ・Ｋ101、住民票上の住所滋賀県大津市千町１丁目16番６号
債務者　初田　啓智
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１８号
香川県さぬき市志度4337番地１　ラフィーヌ志度Ⅱ1008、住民票上の住所香川県さぬき市志度3247番地３
債務者　石原　典子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４２７号
香川県高松市新北町８番21―401号
債務者　香川　　博
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９８号
福島県いわき市平下平窪字鍛冶内32番地　５号
債務者　安齋　浩司
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第４９９号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅７棟202号
債務者　中辻　秀紀
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１号
沖縄県那覇市三原２丁目１番40―401号　渡久地マンション
債務者　大城　健三
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１０号
北海道苫小牧市宮前町４丁目14番９号
債務者　小澤　賢一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２１６号
北海道苫小牧市澄川町３丁目19番21号　グランドバレー101
債務者　山崎　弘行
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２１９号
北海道苫小牧市見山町２丁目９番１号
債務者　三浦　睦己
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９６８号
兵庫県西宮市山口町名来1076番地１　オレンジ西宮、前住所静岡県富士市松岡1225番地の１
債務者　原　　眞子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０７７号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目33－１　富士マンション４Ｃ、住民票上の住所兵庫県尼崎市塚口町５丁目21番地　武富レジデンス５番館Ｆ－４
債務者　中村津由子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０８６号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目13番10号　八木ハイツ201号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―1317号
債務者　服部　由紀
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係